

産後の子育て家庭を対象に、

# 『子育て』 応援給付金 《5万円》

を給付します。

産後の子育て家庭が安心して子育てができるよう、5万円の【経済的支援（現金給付）】を行います。給付には、こんにちは赤ちゃん訪問時の面談実施と、申請書類の提出が必要です。



静岡市WEBページ



## 【給付の対象となる方】と【申請手続き】

### （1）【R4.4.1以降】に出生したお子さまを養育する方

（原則：こんにちは赤ちゃん訪問時の面談を受けた産婦）

▶ 静岡市より、申請書類をお送りします。

記載例を参考に記入を行い、口座情報が確認できるもの（キャッシュカード・通帳の写し等）と併せ、同封の返信用封筒にて申請して下さい。 ※『出産』応援給付金については別封筒で送付

### （2）今後、出生予定のお子さまの養育者となる方

（原則：こんにちは赤ちゃん訪問時の面談を受ける産婦）

▶ こんにちは赤ちゃん訪問時、申請手続きをご案内します。

面談実施後、訪問員に申請書類をご提出ください。訪問員が口座情報の確認を行うため、通帳の写し等の提出は不要です。

※出生後、面談実施前にお子さまがお亡くなりになった場合も、子育て応援給付金の給付対象となります。

詳細については、本市WEBページをご覧ください。

## 【こんにちは赤ちゃん訪問】について

静岡市では、お子様の健やかな成長や保護者の皆様が安心して子育てに臨めるよう、生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭へ、家庭訪問させていただきます。

赤ちゃんのいる生活は、楽しいこともあれば、何をしても泣きやまない時など、戸惑うこともありますね。そんなママのお話をお聞かせください。赤ちゃんのことや子育てについて一緒に考えさせていただきます。プライバシーは厳守しますので、お気軽にご相談ください。

## よくある質問

**Q. こんにちは赤ちゃん訪問を受けるにはどうしたらよいですか。**

A. 赤ちゃんの出生後、14日以内に母子健康手帳に綴じ込みがされている【出生連絡はがき】をご提出下さい。  
助産師、保健師等が訪問し、育児相談を行います。

**Q. 所得制限等がありますか。**

A. 所得制限等はありません。

**Q. 双子を妊娠しました。10万円を受け取ることはできますか。**

A. 『子育て』応援給付金は、《5万円×出生児童数分》が給付額となるため、双子の場合、10万円が給付されます。

**Q. 養育者の同居の家族等が申請を行うことは可能ですか。**

A. 給付要件として、こんにちは赤ちゃん訪問時の面談実施が定められているため、面談を受けた養育者本人が申請を行ってください。

**Q. 振込先の口座を申請者以外の名義とすることは可能ですか。**

A. 『出産』応援給付金の申請者は産婦ご本人、『子育て』応援給付金の申請者は産婦ご本人又は養育者となりますが、申請者以外の口座を振込先とする必要がある場合には、委任状の提出が必要となります。

**Q. 里帰り出産を行い、里帰り先で新生児訪問を受けました。**

**申請手続きは、静岡市・里帰り先の市町村のどちらに行えばよいですか。**

A. 住民票がある静岡市に申請して下さい。  
申請時、簡単な面談を実施しますので、通帳等の口座情報がわかるものを持って、【保健福祉センター】か【子育て世代包括支援センター】にお越し下さい。

**Q. 今後、転出（転入）を予定しています。申請手続きは、転出前の自治体と転出後の自治体、どちらにすればよいですか。**

A. 原則、申請時点で住民票を置いている自治体へ申請を行ってください。  
申請を行う自治体において、面談が実施されていない場合には、別途面談等を実施していただく必要があります。  
なお、転出前と転出後の両自治体からの給付を受けることはできません。

## お問い合わせ先

静岡市役所 子ども未来局 子ども家庭課 母子保健係

電話：054-354-2647

メール：kodomokatei@city.shizuoka.lg.jp